

～ 基本的な考え方 ～

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査（特定健診）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施する。

《目的》

主として内臓脂肪の蓄積に着目し、特定健診の結果から生活習慣病の危険因子の数に応じて階層化された保健指導対象者に対し、個々の生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導で対象者がその要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行う支援をすること。

～ 実施方法 ～

1. 特定健康診査

1-1) 在職被保険者

事業主の実施する労働安全衛生法に基づく健康診断を優先し特定健診として扱う（人間ドック含む）。

1-2) 任意継続被保険者・被扶養者 個別契約先・集合契約で行う。

a) 個別契約※

b) 集合契約 健康保険組合連合会との契約健診機関（A契約・B契約）で行う。  
受診者の希望により、近隣の医療機関等の受診が可能。

2. 特定保健指導

健診後、対象となった者から随時指導に入る。前年度受診者は10月（国への報告）までに終了する。被保険者、被扶養者とも個別契約先※で行う。

※個別契約機関 人間ドック(保健指導あり) 公益財団法人SBS静岡健康増進センター  
健康診断(保健指導あり) 伊豆保健医療センター、\*聖隷沼津健康診断センター  
\*聖隷福祉事業団(浜松市北区・中区)  
(保健指導なし) \*日比谷公園健診クリニック 【\*機関は被扶養者のみ】  
保健指導のみ(被保険者のみ) (株)JMDC (PepUpを利用)

～ 第4期目標 ～

1) 特定健診受診率 90%以上 (被保険者、被扶養者合算) ※R4年度実績 90.3%  
被保険者受診率目標 100% ・任継被保険者は被扶養者に区分します。

参考：国の定める目標【全国目標 70%以上】【単一健保目標 90%以上】

2) 特定保健指導実施率 60%以上 (被保険者、被扶養者合算) ※R4年度実績 42.4%  
・変更点 服薬を開始した方は、特定保健指導の対象者から外すことが可能になりました。

参考：国の定める目標【全国目標 45%以上】【単一健保目標 60%以上】

～ 個人情報保護の保護 ～

当健保組合は、静岡新聞放送健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。